

令和7年度4月 第1回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年4月18日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時38分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	欠席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	欠席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号 農地中間利機構法第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について
日程第 6	議案第 4 号 買受適格証明願（3 条許可）について
日程第 7	報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 3 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
	報告第 4 号 買受適格証明願（5 条届出）について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は8人です。山田昌弘委員、鈴木委員、武藤委員、丹羽委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度4月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

7番片岡伴造委員及び9番山田英史委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第1号について説明いたします。

3-1番につきまして、説明いたします。

参考資料は1～2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂神明地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-2番につきまして、説明いたします。

参考資料は3～4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島市之坪地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3-3番につきまして、説明いたします。

参考資料は5～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島三反田地内の田の所有権移転による進入路及び通水経路確保となっております。

3-4番につきまして、説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松一丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3～5番につきまして、説明いたします。

参考資料は9～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島、富塚地内の田及び畑の同一世帯内での生前贈与となっております。なお、譲受人の住所は三重県となっておりますが、平日は譲渡人の家で生活の補助をしながら農業経営を行っており、土日に三重県の自宅へ荷物を取りに行く生活を行っており、営農に問題はありません。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、4月15日に近藤哲夫委員と大平委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号につきましては、近藤哲夫委員と大平委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤哲夫委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第1号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第1号について、何かご質問等はございますか。

議 長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第1号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第1号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 2 号について説明いたします。

5－1 番について説明いたします。

参考資料は 13～14 ページです。

なお、こちらの議案につきましては、申請番号 5－2 と関連がありますので、併せてご説明させていただきます。議案書 4 ページ、参考資料 15、16 ページも併せて確認をお願いいたします。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長堀上地内の畑で、駐車場への転用で賃貸借設定となっております。借受人は名古屋市中川区に本店を置き、食肉製造販売業を営んでおります。申請地の近接地に食肉用冷凍倉庫及び加工所を所有しておりますが、事業の拡大に伴い、輸送用トラックの出入りが増加し、現在の従業員駐車場をトラックの待機場所とするために、代替えとなる駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該敷地の賃貸借の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10ha 未満であるもので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－3 番について説明いたします。

参考資料は 23～24 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島三反田地内の田で、有料老人ホームへの転用で所有権移転となっております。譲受人は名古屋市中川区に本社を置き、福祉サービス業を営んでおります。これまでの看護師としての臨床経験を活かし、終末期を迎える患者・家族のためになる施設を作りたく、申請地に居住型有料老人ホームを新設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、4 月 17 日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、4 月 15 日に近藤哲夫委員と大平委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 近藤委員と大平委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第 2 号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。また申請番号 5－3 については、田渡し管についても配慮していただいております。

議 長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第 2 号につ

いて、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 2 号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員
の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 2 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 3 号「農地中間管理事業法第 18 条 1 1 項の規定による要
請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 3 号について説明いたします。
説明に入る前に、昨年度末にあま市にて策定されました「地域計画」の策定
前と策定後では、手続きに関する法律や手続きの進め方が異なるため、説明さ
せていただきます。これまではあま市が農用地利用集積計画案を定め、愛知県
及び農地中間管理機構の同意を得た後に、市が計画の公告を行っておりました
が、地域計画が策定されたことにより、あま市が農用地利用集積等促進計画案
を定め、農業委員会の意見聴取を行い、農地中間管理機構へ農用地利用集積等
促進計画を定めるよう要請し、機構が定めた計画を愛知県が認可・公告を行う
と変更されますので、今回より議案の内容が変更されております。
申請件数につきましては 14 件、貸付地筆数は 25 筆、貸付地面積は 16,
656 m²、借受者は 5 名となっております。利用権設定を受ける担い手におい
ては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題が無い
ことを事務局として確認しております。

議 長 ただ今、事務局から説明ありました、議案第 3 号について、何かご質問等は
ございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第 3 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 3 号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第4号「農地法第3条の規定による買受適格証明について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第4号について説明いたします。

11-1番についての説明をさせていただきます。

申請者は議案のとおり、申請地は篠田山吹地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。ただし、参考資料に添付の3条許可申請書には、2筆の記載があります。また申述書にも2筆の記載がありますので、証明書の発行に際しては、添付資料の差し替え後に発行する旨を申請代理人には説明させていただきます。なお、現地には既存の倉庫があるため、事前に裁判所から照会があったため、農地法の手続の際には農地に戻していただくことを条件に許可の可能性があると回答をさせていただいております。

以上につきましては、4月15日に近藤哲夫委員と大平委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号につきましては、近藤哲夫委員と大平委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤哲夫委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第4号につきましては、現地を確認しましたが、事務局の説明にもあったとおり、現地には倉庫が建っていたため、農地法の手続の際には、農地に戻すことを条件としていただきたいと思います。

議 長 ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第4号について、何かご質問等はございますか。

塚本委員 議案書は地目が田となっているが。

事務局 議案書はシステムの地目が反映されており、現地には倉庫が建っておりますので、農地法の手続の際には農地に戻していただく条件を付して許可となります。

議 長 他にご質問はございますか。ご質問も無いようですので採決に移ります。議案第4号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第4号は承認されました。

議 長 日程第7 報告第1号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」、報告第4号「買受適格証明願（5条届出）について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、5月20日（火）午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年5月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 片岡 伴造

署 名 委 員 山田 英史